

議案第 81 号

あきる野市高齢者在宅サービスセンターの萩野センター、開戸センター及び五日市センターに係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 24 日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

あきる野市高齢者在宅サービスセンターの萩野センター、開戸センター及び五日市センターに係る指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項により次のとおり指定し、同条第 6 項の規定により、市議会へ提出するもの

あきる野市高齢者在宅サービスセンターの萩野センター、開戸センター及び五日市センターに係る指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
萩野センター	医療法人財団 暁 あきる野市秋川六丁目 5 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
開戸センター		
五日市センター		